

無料職業紹介事業業務運営規定

当所は公共に奉仕する目的の下に、一切無料で次の要領により職業紹介事業を行う。

第一 求 人

- 1 本所は歯科医師・歯科技工士・歯科衛生士・歯科助手に関する限りいかなる求人の申込についてもこれを受理します。
ただし、その申込の内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人申込みは、求人者又はその代理人が直接来所して、所定の求人票により、お申込み下さい。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックスまたは電子メール等でも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件を明示して下さい。

第二 求 職

- 1 本所は歯科医師・歯科技工士・歯科衛生士・歯科助手に関する限りいかなる求職の申込についてもこれを受理します。
ただし、その申込の内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、必ず本人が直接来所して、所定の求職票によりお申込み下さい。（この場合、歯科医師・歯科技工士・歯科衛生士・歯科助手の方は免許証等を提示して下さい。）

第三 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ明示します。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者のところへ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって極力紹介の労をとります。

6 本所は労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業、又は診療所等閉鎖の行われている求人者は一時紹介を中止いたします。

第四 その他

1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

2 本所が行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をして下さい。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を終結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対してご報告してください。

3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。

4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。

5 本所の取扱職種の範囲等は、歯科医師・歯科技工士・歯科衛生士・歯科助手です。

6 本所の業務運営に関する規定は以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずね下さい。

以 上

平成12年9月27日

(改定) 令和 3年2月10日

一般社団法人宮城県歯科医師会 会長 細谷 仁憲

